

平成26年度 東京都税制調査会  
第1回小委員会 議事録

日 時 平成26年6月9日(月)

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S2会議室

平成26年度 東京都税制調査会第1回小委員会

平成26年6月9日（月）10：00～11：50

都庁第一本庁舎

33階南側S2会議室

**【税制調査課長】** 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左から、上から順に「第1回小委員会次第」「座席表」「小委員会委員名簿」「東京都税制調査会委員名簿」でございます。

右側ですが、上から「平成26年度の検討事項」「平成26年度東京都税制調査会小委員会の議題（案）」「第1回小委員会の論点」「法人課税に関する資料」、最後に「地方財政調整制度に関する資料」でございます。

一番右側ですが「平成25年12月開催の東京都議会財政委員会における平成25年度中間報告に対する意見等」です。こちらは、昨年度お取りまとめいただきました中間報告に対して都議会からいただいた御意見をまとめたものでございます。環境を重視した税制や地方財政調整制度についていろいろ意見をいただいております。後ほど御覧いただければと存じます。

最後に、机上に配付しておりますファイルには「平成23年度答申」「平成24年度中間報告」及び「平成25年度中間報告」がつづっております。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては、〇〇小委員長をお願いいたします。

**【小委員長】** 皆さん、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから「平成26年度東京都税制調査会第1回小委員会」を開催させていただきます。

まず、専門委員の設置について、事務局から説明をお願いします。

**【税制調査課長】** 専門委員の設置について御説明させていただきます。

当調査会におきましては、細目の調査研究その他の必要があるとき、当調査会運営要領第3に基づきまして、専門委員を置くことができることとなっております。

今年度、少子高齢化・人口減少社会における税制のあり方を検討するに当たりまして、〇〇会長から専門委員を御指名いただいております。

お配りしております都税調委員名簿、東京都税制調査会委員名簿にありますとおり、一番下ですけれども、明治大学政治経済学部の加藤久和教授に専門委員をお引き受けいただきました。加藤専門委員には、後ほど御説明いたします第3回の小委員会に御出席いただく予定でございます。

**【小委員長】** 加藤専門委員には、以前この総会でプレゼンテーションしていただいたことがございます。

それから、今年度の総会においても、〇〇先生から、人口問題に関連して御講演いただいておりますので、この委員会としても、その人口問題の推移ということについて、また先ほどお話がありましたように、第3回、第6回において議論を行いたいと考えております。

それでは、次に、今年度の検討の進め方について、これも事務局から説明をお願いします。

**【税制調査課長】** それでは、御説明させていただきます。

初めに、お手元の資料「平成26年度検討事項等について（第1回総会決定）」を御覧ください。

さきの総会におきまして、今年度の検討事項を、直面する税制上の諸課題に関すること、真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関することの2点とするということを御決定いただきました。

また、検討スケジュールでございますが、平成26年11月を目途に答申を取りまとめるということを御決定いただいております。

次に、資料「平成26年度東京都税制調査会小委員会の議題（案）」を御覧ください。

総会で御決定いただきました今年度の検討事項を踏まえまして、各小委員会の議題と今後の予定について記載しております。

本年度の小委員会は、本日を第1回といたしまして、11月に開催する予定の答申案審議のための総会までの間に6回程度開催したいと考えております。

第3回までの日程につきましては、既に皆様に御連絡を差し上げているとおりでございます。

本日の第1回は「法人課税、地方財政調整制度に関する事」について御検討をお願いしたいと考えております。第2回では「地方消費税・消費税、固定資産税、個人所得課税、車体課税に関する事」、第3回は「少子・高齢化、人口減少社会における税制のあり方に関する事」、第4回では「企業の公的負担のあり方について」を議題として御議論いただきたいと考えております。

小委員会の第5回、第6回につきましては、10月中の開催を予定しております。第5回では「答申案の骨子について」事務局から素案をお示しして御検討いただき、第6回で答申案について御議論をいただいた上で、小委員会としての案を取りまとめていただきたいと考えております。

また、小委員会の議事についてでございますが「東京都税制調査会運営要領」第5によりまして、原則公開とさせていただきます。

なお、答申や中間報告の審議を行う回につきましては、答申等の公表後、議事録等を公開させていただきますが、審議につきましては非公開とさせていただきますと考えております。

説明は以上です。

**【小委員長】** これにつきまして、何か御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度の検討の進め方については、今の事務局からの案のとおりとさせていただきます。

それでは、本日の検討テーマの審議に入ります。

まず、資料について事務局から説明をお願いします。

**【税制調査課長】** それでは、資料「第1回小委員会の論点」を御覧ください。

1つ目は「法人課税に関する事」でございます。

論点といたしましては、法人所得課税の改革の方向性として、法人実効税率のあり方、課税ベースの拡大について、地方法人課税のあり方として、地方法人課税の意義、外形標準課税等について御審議いただきたいと存じます。

2つ目は「地方財政調整制度に関する」ことございまして、法人事業税の暫定措置と地方法人税について、また地方交付税制度の意義等について御議論いただきたいと存じます。

最初に、法人課税に関する資料の御説明をしたいと存じますが、その前に、今日の検討課題に係る昨年度中間報告の記載を確認しておきたいと存じます。恐れ入りますが、お手元のファイルに入れてあります平成25年度中間報告を御覧ください。

まず、法人事業税、法人住民税及び法人税については19ページから記載がございますけれども、20ページの下から2つ目のポツのところで、地方法人課税は企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、当該サービスを受ける法人に課税するものとしております。

また、法人実効税率については昨年度比較的詳細に記載しておりまして、21ページの上から3つ目のパラグラフで「企業負担の軽重を比較する際には、課税ベースや租税支出の規模の違いなどに留意する必要がある」としています。

その下のパラグラフで「仮に実効税率を更に引き下げることとした場合、税率引下げと併せて課税ベースの拡大等による財源確保を図る必要がある」としております。

次に、24ページ一番上のパラグラフでは「実効税率は一つの判断材料ではあるが、企業の投資を促進するためには、規制緩和により市場の魅力を高めることや国際的に活躍できる人材の充実がより重要であるということがいえる」としております。

さらに、地方への影響につきましては、同じく24ページの下から2つ目のパラグラフで「国の政策が、地方法人課税へ及ぼす影響が懸念される。地方法人課税が地方の財政需要を賄うため、公共サービスを受ける法人に課税している趣旨に鑑みると、国による政策の影響については、国の責任で対応すべきである」としております。

また、外形標準課税につきましては25ページの中ほどですが「法人事業税については、引き続き中小法人の負担に配慮しつつ、付加価値割など外形標準課税の拡大により、税収の安定化を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当である」としております。

それでは、恐れ入りますが、第1回小委員会法人課税に関する資料を御覧ください。委員の皆様には既に御承知の内容ではございますが、御議論いただく際の御参考としていただければと存じます。

1ページの資料1は、今年1月の安倍首相のダボス会議における演説で「異次元の税制措置を断行」と発言した内容の抜粋でございます。「本年、さらなる法人税改革に着手」と述べています。

2ページの資料2は、我が国の法人所得課税の実効税率の推移でございます。

3ページ、資料3は、諸外国の国税と地方税を合わせた法人実効税率を比較したものでございます。

4ページの資料4は、平成26年度与党税制改正大綱からの抜粋で、法人実効税率については「法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることが重要な課題」、その場合「課税ベースの拡大や他税目での増収策による財源確保を図る必要がある」「引き続き検討を進める」などとしております。

資料5は、昨年度発足した政府税調のもとに設けられた法人課税ディスカッショングループの3月12日の第1回会合に大田座長が提出した「法人税改革の論点について」でございます。

資料6は、その法人課税ディスカッショングループが4月24日に地方法人課税について議論をしたのですが、そのときに出された資料でございます。

この内容ですけれども、1では、地方税収の安定性を高めるために付加価値割の比重を高めるべきではないか、2、外形標準課税の対象を広げるべきではないか、3では応益性の強化などの観点から法人住民税均等割の増額を検討すべき、4では固定資産税や個人住民税のあり方も含めて検討すべきではないか、5では生産性の高い事業者のみに負担が及ぶことのないよう応益性を高めることが必要ではないか、6では法人事業税と固定資産税等は、法人税の課税所得算定上、損金算入が認められているが、これをやめるべきではないかといった論点が記載されております。

次の資料7は、法人実効税率の内訳でございます。

資料8は、法人税額と税引き前利益の関係でございます。

資料9は、平成24年度の法人税の納税状況でございます。

資料10は、昨年度の小委員会にも出ささせていただいた租税特別措置の適用実態調査報告書からの抜粋でございます。国税庁の申告実績によりますと、法人税の申告件数は約276万件、このうち租税特別措置の適用法人は約96万法人、申告件数の約3分の1とのことでございます。表は、法人税における租税特別措置の種類、適用件数、適用額でございます。

また、次のページの資料11は、政策税制による減収額を目的別に示した表でございます。注にもございますが、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書における法人税関係特例措置の適用実態をもとに、財務省が税率の軽減の影響を軽減されている税率割合に基づいて試算したものであるということでございます。

資料12は、法人実効税率に関する全国知事会の意見でございます。

「法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保する

ことを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべき」としております。また、「消費税・地方消費税の引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは、住民の理解を得ることが困難で、現実的な措置でない」「可能な限り、法人課税の中での税収中立を優先すべき」としてあります。

資料13は、法人事業税の概要、次の資料14は法人住民税の概要でございます。

資料15は、法人事業税及び法人住民税の超過課税の状況と規模でございます。

資料16は、外形標準課税制度の概要でございます。

また、次の資料17は、外形標準課税の平成24年度の実績でございます。全法人数約245万社のうち約2.4万社が外形の対象となっております。

資料18は、法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収の推移でございます。

資料19は、地方団体が果たす役割でございます。左側は歳出決算・最終支出ベースでの国と地方の役割分担を示しております。

次に、資料20でございますが、国税、地方税の税収内訳でございます。

資料21は、国と地方の法人関係税収でございます。これは超過課税を含んでおりません。地方法人特別譲与税は含んでおります。

資料22は、国税の法人税の税収の推移でございます。法人税率と右軸で繰越控除前の所得金額が折れ線で示されております。

資料23は、全国の法人事業税・法人住民税の税収の推移でございます。超過課税は含まれておらず、21年度以降は地方法人特別譲与税が加算されております。法人事業税と法人税の税率は下のところに記載してあります。

資料24は、今度は東京都の法人事業税の税収の推移、資料25は、東京都の法人住民税の税収の推移でございます。

説明は以上でございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。

それでは、まず今説明していただいた資料について御質問がございましたらお願いします。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 資料16ですが、ここに制度創設時の設計で3:1とか2:1とあるのですが、これはどこの何を意味しているのかわからないのです。

**【小委員長】** 事務局からよろしいですか。

**【税制調査課長】** これは制度の創設時では所得割を3、付加価値割と資本割で1ということにしたということでございます。制度創設時の設計2:1というのは、付加価値割と資本割の比率をどうするか、2:1とするということで設計したという意味です。

**【委員】** そうしますと、所得割が税額で1.6兆円で、付加価値割がトータルで0.6兆円なのですが、これですと約3:1になるのですか。

**【税制調査課長】** 0.6の3倍は1.8なので、3:1よりも付加価値割が高いと、額で言うとなっております。

**【委員】** そういう意味ですか。わかりました。

**【小委員長】** 確かに、制度創設時にそういう形でやっても、実際には経済は動いておりますので、所得割、付加価値割、資本割、それぞれ金額が動いていけばこの比率は実態としては変わってきてしまうということはあると思います。それにあわせて税率を変えるということはしていないので、あくまでも創設当時の考え方ということでしょう。

ほか、資料につきまして。どうぞ。

【委員】 もう一つ、済みません。資料2ですけれども、この表の右のほうですが、復興特別法人税の創設と書いてあるのですが、これはどういう意味ですか。これを加えるとそれまでは34.62%が37%になるということでございますか。

【税制調査課長】 復興特別法人税が創設されましたので37になることになっていたのですけれども、復興特別法人税が創設されて今この数字になっているということでございます。その復興特別法人税は前倒して廃止するということが決まっております。

【小委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 ほかに資料につきましていかがでしょうか。

それでは、よろしければ、ただいま提示しました論点、それから資料に基づいて御意見をいただければと思います。論点としては、ここに掲げているとおり、法人所得課税の改革の方向性と、特に地方法人税のあり方ということでございます。

先ほど御紹介いただいたとおり、この論点につきましては、昨年までの中間報告までいろいろと議論してきています。ただし、これも御存じのとおり、いろいろと先ほどの安倍首相の御発言を契機として議論が今進行中でありまして、今月にもいろいろな動きがあるということです。実際に先ほど政府税調の法人課税ディスカッショングループの資料もございましたが、そこに参加されている小委員の方もいらっしゃるわけでして、いろいろと御意見はおありでしょうか、御自由に御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 1つわからないので教えていただきたいのですが、わからないのでというのは議論の方向がわからないのですけれども、国がどう考えているのか知っている方に教えていただきたいのが、課税ベースの拡大と言われているときに、資料でいうと9ページ目の資料9というものだと思うのですが、今、欠損法人に対する課税の仕方を少し変えようというのがまことしやかに語られているとお聞きしておるわけですけれども、欠損法人に対する課税は、なかなか徴税が難しかろうと思うのですけれども、どのような方向で欠損法人に対する課税ベースの拡大を図る予定なのか。繰越の算入の期間を短縮するみたいなお話になっているやも聞いているのですけれども、御存じの方がいれば教えていただきたいと思います。

【小委員長】 これは今の議論ということですか。例えば政府あるいは税調の議論ということですか。どうでしょう。これは資料9の円グラフの中で、繰越欠損金の控除により所得が0となった法人が76万社ある。ここに課税すればどうかという議論ですね。要するに、今は黒字だけれども、過去の欠損があるから法人税法上は赤字になっている。しかし、実際には担税力、要するに負担能力はあるだろうということですね。これについての議論が一体どうなっているのかということですね。私もその議事録を確認しているわけではないのですが、どうでしょうか。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 政府税調の議論では、もし法人の実効税率を下げるとすると、やはりそれに見合うだけの恒久的な財源を確保しなければいけないということで、それをその法人課税の中でやるのか、それともそれ以外の税目で拡大するのかという議論がまずあって、仮にそれを法人課税の中でやるとするとどういう可能性があるだろうという話の議論があって、その中の一つとして、この繰越欠損控除の見直しという話と、それから租税特別措置の話と、あと減価償却の償却のあり方を見直したらどうかという話と、法人事業税における所得割部分をすべて廃止し、外形標準課税とすると実効税率自体は4.5%ぐらい下がるという試算もあるので、そのあたりのところも含めて本当に実効税率を5%下げるのであればそれに見合う税をどういうふうに確保できる可能性がある

かということを一つずつ詰めていったということはあるのですね。

ただ、具体的にどの方法をとるのかということについては、まだいろいろ議論されている段階ですし、では、繰越欠損控除を見直すとなれば具体的にどういう方法をとるべきかというような技術的なところまでは全然まだ表立った議論は行われていないと思います。全体としての仮に5%分の実効税率を下げたことによる減収分を埋めるとすればどういう形でやれるかということの検討が続いている段階であると認識しています。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 済みません、実はそれでお聞きしたかったのは、地方税の損金算入のほうを見直すということが本命だったりということになっていないわけですね。そういう話は出ていないわけですね。

【委員】 議論はされていますね。

【委員】 そうるとかしないという話はまだ何も決まっています。

【委員】 最終的には何も決まっていないのではないですか。議事録を見ればわかりますけれども、議論は出ています。

【小委員長】 議事録を私は見ておりませんが、どのぐらいの増収になるかというのはその前の資料8に出ていますね。欠損金の繰越控除で仮に2兆3,000億円の減収になっているのであれば、それをどこまでやめるのかによって増収を図れるかという、確かに魅力的な数字ではありますが、ただし、いろいろ駆け引きもあるようですので、どこが本命なのかまだよくわからない、現時点ではそういうことでしょうか。ありがとうございます。ほかは御意見いかがでしょうか。

○○委員、どうぞ。

【委員】 もし事務局のほうで試算をされているようでしたら教えていただきたいのですけれども・・・。地方法人課税の話に行っても大丈夫なのですね。

【小委員長】 どうぞ。

【委員】 仮に外形標準課税の所得割部分を外形付加価値割に変えた場合に、東京都内の法人の負担に対してどういう影響が出るかとか、そういったことを試算されたりしているのでしょうか。例えばどういう業界にどういう影響が出るか、税収自体がどういう見通しになるという、なかなかやりづらいつい分もあるかもしれないのですけれども、もし何かやられているようでしたら教えていただきたいのです。

【小委員長】 どうでしょうか。そういう試算を行っていますか。

【税制調査課長】 所得割を外形にどのぐらい変えたらどうなのかというのは試算しているのですけれども、今数字は持っていないのですが、業種別の影響などはしていません。

【小委員長】 もちろん、税率を動かしてどうなるかについて、当面の動きはわかる。それは一般均衡論的に、それが経済を動かしてしまったらどうなるかということになると、話は非常に複雑になります。おそらく試算をできるのだらうと思いますが、いかがでしょうか。特に資料5、資料6のように政府税調の中で論点を挙げただいてというか、当然論点は挙げなければ議論はできないわけですが、法人課税について資料5は大田座長が出された。資料6に関してはディスカッショングループの中で誰が出されたか、名前が書いていないのでよくわからないのですが、ともかく先ほどのお話にもありましており、地方法人課税もしくはその他の税目について何を代替財源にするかということを含めて論点が出されている。多分これについての議論が行われているのでしよう。その点も含めて御意見をいただければと思います。

○○委員、どうぞ。

【委員】 今日の議論のテーマが見えていないところがあって、まず1つは、政府税調でこの法人課税の議論が行われているわけですが、そこでの議論や、検討されている改革の方向性にどのぐらい付き合っここで検討するかという話と、そのことは全く抜きにして、そもそも東京都として法人課税や、特に地方法人課税のあり方

についてどういう考え方をとるのかということを考えるのか、それとも、このまま国が進めているような改革というのは幾つか前提を置いて議論した場合に、今後東京都では例えばどういう影響が出るかというようなことをもう少し幅広の観点でここで議論するということなのか、最終答申の取りまとめも含めてこの法人課税に関することということで、どういうことをここに発言していけばいいのかというのは見えづらいところがあるのですが。

【小委員長】 先ほど事務局から読み上げていただいた昨年度の中間報告がございます。その該当部分がいま進んでいる法人課税の改革の議論と当然重なるわけです。2年間、議論を積み重ねてきて中間報告をつくっているので、その議論というか、原則というか、それをそのまま今年の答申に書いてもいいのですが、しかし、先ほどの中間報告には例えば付加価値割を拡大するのが適当であるとか、いろいろなことが書いてあったわけです。しかし、いま議論されている方向は、この6月なりあるいはこの数カ月の間に、あるいは答申までの11月の間にどう変わるかという動きもあるので、この中間報告からどう進めていこうかということをもっと考えなければいけない。

もちろん当面、小委員会の役割は答申の原案というか草案をつくることですので、それを行えばいいのですが、都税調全体としては、実際に動きがさらに早まっていろいろな動きが出てきて、その場合に何らかの意見を求められる可能性もなきにしもあらずということがあります。そういうことも含めて、特に法人課税については動きが早いということがございますので、昨年の中間報告と今の議論との関係ということも含めて御意見をいただきたい、そういう意識で今回の論点は出させていただきました。

いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 法人課税の話なのですが、資料12の全国知事会、これは東京都も入っているでしょうから議論に入ると、一番最後の丸ポツ、消費税も上がるから、住民税、固定資産税は上げたくないと書いてありますね。結局、企業から取りたいというのはここで出して、国のほうで法人課税を全部で下げてくださいという話なので、基本的には困ったなという話ですね。そういう認識でいいですか。

【小委員長】 どうでしょう。この全国知事会の提案については、東京都も賛成していますか。

【税制調査課長】 東京都として正式に知事が、法人実効税率の引下げを行う場合は国税のほうでやってくださいということは言っています。

【税制調査担当部長】 よく言われていることだと思うのですがけれども、法人税を下げる一方で個人所得課税や固定資産税を上げるということについては、やはり納税者の抵抗が大きいのではないかという考え方で、この部分は東京都の考え方もはっきりとしておるところでございます。

【委員】 わかりました。だったら、私は前回も言ったと思うのですが国に付き合う必要はないので、要するに制限税率を外してくれと一言言えば東京都の税収は保てるのではないのでしょうかということ。そんなに難しい問題ではなくて、真の地方財政を目指すということであれば、東京都が税率に対してフリーハンドを持っていいわけでありまして、だから、国への要求としては制限税率を外してくれと言えばこれでよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【小委員長】 ただいまの御意見は、税率のところ引き下げを国が仮に定めても地方が上げればいいのかから、要するに税率のフリーハンドを強めればいいのかという御意見かと思えます。恐らく東京都なり、あるいは全国知事会なりの中で議論されているのは、どちらかという〇〇委員が言われた税率のフリーハンドというよりは、標準的税制の枠内で何とかしろという議論をしているのでしょうか。だから、課税ベースの議論に持っていったということですね。そこは議論が分かれるところです。課税ベースの議論は議論としてあるけれども、しかし、そこは税率の問題ということですね。

【委員】 地方自治とおっしゃるのであれば、自分でやれることからまずやったほうがいいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかに御意見いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

**【委員】** 少数意見だろうということを感じて、お話し申し上げたいのは、単純に法人実効税率を引き下げるとするのが当然のように言われたり、それを前提にしていることについて、もう一つ私は考えてみたい、もっと大きな問題があるのではないかと、財政の規律という問題があると思うのです。日本の場合には、国あるいは地方公共団体を含めて債務は際限なく膨らんでいって、一般的に国際的には限界と言われているGDPの60%どころではなくて、200%を超えているような収拾のつかない状態になっている中で、法人税率の引下げだけがなぜ中心の課題として、しかも緊急の課題としているのかということが基本的に疑問なのです。

前にもこの場で申し上げましたけれども、法人の税負担を考えなければいけないし、軽くしなければいけない部分は当然あるわけですね。しかし、それがなぜ税率の引下げという、どの企業にも同じく影響するようなことで、みんなで渡れば怖くないみたいな政策でいいのかということを考える必要があるのではないかと思います。

少なくとも税の負担を軽くしようというのなら、その効果がどこに及ぶのか。日本の場合には内需を拡大して、国内のマーケットをもっと活性化させるという政策に結びつかないで、一般的に税率を下げるというのは非常に単純で明快でばかげた政策だと思うのです。

例えば、ある企業は2兆円を超える所得を上げていまして、税負担は新聞報道によると5,000億円を切っていますね。4,900億円ぐらいですか。中小企業は2,000万円の所得を上げて500万円を切るような法人の税負担というのはあり得ないわけでもっと大きな負担をしているわけですが、それはそれとして、その企業の場合には内需の拡大のために工場を海外に移転するという政策を正面切ってやっています。これからも国内で生産していきましょうというメッセージを出しているわけです。私は、それは妥当性があると思うのです。ところが、もう一つの例を言うと、内需を拡大しなければいけない、そういう業界であっても海外シフトをどんどん進めているわけです。丸ノ内の最大の地主さんで国内需要を拡大しなければいけない立場のある企業は、何年間分の所得に相当する金額を海外に投資するというを先だって発表しましたね。そういうように税率を下げるのが日本のマーケット、国内需要と直接結びつかないような結果を招くような法人税率の引下げは単純にやっつけでいいのかということはとても大きな疑問です。

では、どうするかというと、内需を拡大するためにインセンティブを与えるような税制をやはりつくっていくというのは日本の国の課題ではないでしょうか。例えば生産技術開発を促進するとか、新薬をつくるとか、さまざまな分野があると思うのですけれども、そういうところにシフトをして、日本の国内マーケットを広げていくという税制については全く論じられなくなってしまって、みんなで渡ればみたいな議論というのはどうかかと、私自身は思っているわけです。しかも、消費税率を引き上げるというのは、少なくとも日本の国民に対して社会福祉の分野でもっと手厚くしようというのだけれども、その税収が入ってきたら、今度は法人税を下げるというように単純に見えてくるというのは、やはり方向性としては日本の将来にとってもう少し考えるべきことではないかなと私は思うのです。

特に中小企業の立場から申し上げますと、海外にどんどんシフトされると中小企業というのは一緒についていく部分は多少ありますけれども、全体でいうとほとんどありません。やはり国内マーケットをちゃんと維持していかないと少子化の中でますます日本の経済は不幸な状態になっていくし、GDPの200%を超える債務がどんどん増えていくということになるので、そこは議論を原点に戻して考えたいと言うのが私の意見でございまして、そういう点も一つ申し上げておかなければいけないなと思っております。

**【小委員長】** ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

**【委員】** 今の〇〇委員の意見には賛成ですが、私もそのことに関連して申し上げようと思ったのは、昨年から

一昨年の当調査会の調査の結果によりますと、法人の実効税率を下げたからといって日本の企業が海外に進出するという傾向が少なくなるとか、あるいは海外からの投資が多くなるとか、そういう傾向には必ずしもならないという結果が出ているのでありますが、その辺のところを当調査会としてどう考えてこの問題を考えていくのか、法人税の実効税率を今は下げる必要性があるのか。安倍総理に言わせると、この実効税率を下げることによって日本への投資を促進したり、あるいはそれによって企業の利益を上げて雇用を創出し、従業員の賃金を上げるとかという面もあるそうですが、そういうことを全体的に考えて法人税の実効税率を今下げるということが喫緊の課題なのかどうかということも当調査会として考えていく必要があるのではないかと。安倍総理が外国での国際会議において公約のように発言してしまったために、政府税調なり自民党、公明党の税制調査会においても、もうその方向性で議論をせざるを得ないという段階になっておるようですが、地方としてこの問題にどう議論を展開していけるのか、それだけの議論の根拠を私どもとして持っているのかどうか、その辺を考えながら議論していかなければならないのではないかと考えています。

【小委員長】 ありがとうございます。

今、2人の委員からお話がありました。法人所得に対する実効税率を下げることの経済政策的な意味についての評価ですが、確かに昨年度の中間報告では、先ほど御紹介いただきましたが、23ページから24ページにかけて示したように、いろいろなところがアンケート調査を行っています。経済産業省、東京都、日銀などの調査があり、また政府税調の法人課税ディスカッショングループではJETROの調査が紹介されたかと思います。いわゆる外資系企業から見た日本の投資阻害要因、あるいは日本企業から見た海外移転要因、そういったところで法人に関する税制というのはどれだけ重みがあるのかということについては、すごく大きい影響があるのだという答えではなかったと私も記憶しています。このことは既に中間報告でも書かれておりますので、今、〇〇委員が言われたことは、十分にそれはここでも反映されることと思います。

それから、〇〇委員の御意見は、むしろ法人税率の一般的な引下げと、いわゆる租税特別措置に代表されるようなインセンティブ税制のどちらが経済政策として効果があるかという議論であります。もちろんそれは両論あって、実際には租税特別措置は今もあるわけです。その評価も、課税ベースを拡大して実効税率を下げるという流れで今は議論されていますが、全ての租税特別措置が悪いという話になっているとは思いません。多分その取舍選択のところまで議論がなされているのでしょうか。いかがでしょうか。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 もちろん、租税特別措置というのは重要な役割を果たしているとは思っているのですが、例えばこれから議論される課税ベースを広げるための減価償却制度、この問題一つとっても、これは措置法ではありませんから、これは減価償却制度そのものを直し、償却額、償却率を上げていこうということでしょうね。そういう傾向があるということですから措置法だけの問題ではなくて、やはりこれからの税制のスキームをどうするかということにもなるので、もちろん措置法は中心ですけれども、措置法だけとは思っていないということです。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今、両委員から出た話の繰り返しになるかと思うのですが、1つは法人税制を何か変えるということによって、どういう経済政策的な効果はあるのでしょうか。一体どういうマクロモデルがあるのかということがないと論じようがないでしょう。政府税調というのは経済学を踏まえるべきでしょう。法律学者と政治学者だけで済むような議論をやっているような気がして、残念に思います。

なかなか理屈が通らない世界なのかもしれないのですが、少しマクロモデルに基づいて、結局経済成長にどうつながるのかというような話がないと、判断のしようがないです。例えば税制について外国からの投資には影響しないかという、それは何の効果もないという話になるのか、それとも減税すると誰かの所得になるの

だから、大金持ちがばんばん金を使えば内需が拡大するという話なのか。感覚的に税率が高いと言われても全く素人論議です。素人が政治判断するのはデモクラシーの観点から当然と言えば当然なのですが、素人が専門家の知見を借りるべき税調はそういう素人論議をやっているのでしょうか。素人の一人として専門家をお願いするというのが1点です。要は、経済政策上のちゃんとモデルがあるのかと。どうなるのかという計測がなくて、ただ外国と比べて高いだろうというのは、これは素人議論であるという気がいたします。それが第1点目。

第2点目は、分配の問題がどうなるのかということについてのモデルがどうあるのかということです。結局法人税率を下げた誰の懐に入るのかという話がまた分析されないと、判断のしようがないです。法人税率を下げるに急に企業の社員がやる気を出してもうけ出すのか、それとも金が余ってしまつた企業内にため込むのか、株主の金になるのか、外国人投資家のもとに行くのか、それとも社用で使つてもしようがないのだからと言って、社用のくだらない支出が減るのかとか、結局どういう分配になっているのかというモデルがないと全然わからない。そういう議論がないと論じようがないのではないのかというのが率直な印象です。国にお付き合いする必要はないというか、国が見識のない意思決定をしているという事実はよくわかったわけですが、もう少し真面目に考えてもらいたいというのが率直なところ。ただ、モデルは多分背景には内閣府とかつくつてはいると思うので、もう少しそういうのをちゃんと前面に出して議論していただければと思います。特に分配問題ですね。どうしようになるのかというのを少しお聞きしたいというのが2点目です。

それから、3点目は、法人税に依存するのかどうかというのは、本当は経済体制にかかわる非常に重要な論点です。例えば幕藩体制における村請制から、地租改正によって個人金納制にするというのは、要は農業法人体としての村請から転換するという、ある意味、経済体制に対して非常に重要な見通しがあるわけです。戦後法人税制というのは簡単にいえば法人資本主義を前提にしている。法人が経済の枢軸であつて、当然だから法人が稼ぐとともに法人が納税する。経済の中心主体なので当たり前ですね。法人税率を下げるというのは、法人は経済から撤退するという意味なので、一体誰を中心に経済を運営するつもりがあるのでしょうか。そういう長期を見据えた議論をしているのでしょうか。法人税率を下げた法人に経済の中心をやってもらいますというのは論理矛盾であります。おおよそ体制的議論はないというのが、非常によくわからないということで、大変心配です。政府税調にいらっしゃる両委員を前にそういうことを言うのは大変申し訳ないし、両委員はすでにいろいろご発言されているとは思いますが。私は素人でありまして、経済学者でありませぬので、あえて専門家に期待するところでありまして、大いに頑張つていただければと思います。

【小委員長】 御質問が御意見かわからないのですが。私は政府税調に入っているわけではありませぬが、実際今回のディスカッショングループなのか、その前でしたか、いろいろなプレゼンテーションをやつてますね。誰がどういう結論を述べたかよく覚えていないのですが、要するに税率と経済成長の相関についての議論はやつていたと思います。それがどういう議論になっているか、あるいはそれでどういうディスカッションが行われたかについては、そういうマクロの問題も含めてチェックしてみることは必要かと思つてます。

つぎに言われたのは分配の問題ですね。法人税を減税したとき、法人税の帰着問題はいろいろと議論のあるところなのですが、どういう人たちの所得が増えることになるのかという問題。アメリカですと、民主党系のシンクタンクと共和党系のシンクタンクがそれぞれシミュレーションをやつて議論することがあるのですが、現段階、ここでは日本の場合にはそういうところになかなかいっていないという御批判ですね。

それから、法人資本主義といいますか、そういう体制で日本がやってきたものを、法人の負担を下げるということは、法人の経済におけるプレゼンスを下げるという意味で言つていいのか、それとも、負担を下げるけれども、やはり主役なのだよというのか。

【委員】 フリーライダーですね。

【小委員長】 フリーライダーということになるのか、どういう意味で議論がなされているのかという問題提

起ですね。

これについて、御意見、御質問がございましたら。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 都税調でどういうふうに関後まとめていくかということに関して言うと、私自身は25年度の間報告での指摘を基本的に据えて、その上で今進められている国の税制改正の動向を見据えながら書き込んでいくというスタンスでよいのではないかと考えています。

そのときに、今、〇〇委員がおっしゃられた、つまり法人税の税率を下げた課税ベースを拡大したときに、それは例えば経済全体にどういう影響が出るのかとか、それが分配にどういう影響を与えるのかということは、それは国が国としてやっておくべきだと思うのですが、先ほど質問させていただいたことともかわるのですが、それは東京都の法人への業種別の影響だとか、税収全体にどういう影響が出るのかということに関しては、今後の秋の報告書取りまとめをしていくプロセスの中で全体としての方向が見えてきた段階できちんと精査をしておく必要はあるのではないかと考えています。

特にその中でも私も先ほど〇〇委員がおっしゃられた分配の問題というのは大変重要だと思っていて、それは政府税調の議論の中でも何人かの委員の先生が指摘されているのですが、それに対して特に試算結果は出てはいませんが、恐らく株主に対する配当のところに行くのかなというような議論の中で、例えばそれであれば配当所得に対する税率を引き上げてはどうかというような議論も出てはいます。ですけれども、それは個人所得税の問題なので別のところで検討する必要があるとか、あとは内部留保の部分だけ税負担を上げたらどうかと発言された委員もいらっしゃったのですが、それは個人的な御意見というようなことでそういう議論も出てはいました。

特に今後の取りまとめの際に私が気になっているのは、法人事業税の外形標準課税拡大がフォーカスされていて、所得割部分を付加価値割に変えていくというようなことが進んでいくかもしれないので、そのところが都の法人事業税の構造にどういう影響を与えるのかということ、今のうちからある程度試算をしておくということが大事なのではないかなと思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 その試算は非常に大事だと思うのですが、業種別の影響の意味が重要ですね。業種別影響が産業連関表的な意味で総生産とかの計算でつながるのだったら、それはそれで意味があると思います。それから業種別の負担というのは分配問題としては意味があると思います。しかし、要はマクロデータがないと困ります。税収にどう影響するかという議論と、実際に納税する人が納税する企業間での負担、これは一種の分配問題、経営者の分配問題という議論はあっても、非常にパッチワーク的です。しかし、一部のところだけ議論されていて、全体としての分配と全体としての経済への影響と、それがもちろん財政も大事ですが、そういうようなちゃんとした議論がなされていないというのが非常に心配だなという感じです。

だから、〇〇委員がおっしゃったのをもっと本当は広げるべきです。業種別にどういう法人に影響するのかという、これは分配問題ですね。それはそれで必要だと思います。企業、法人が分配を考えるときの主体かどうかというのは非常に大きな問題がありますけれども、現実としては分配の主体であると考えれば、それはそれで大事な問題です。けれども、それ以外にほかの人はどうやって受けているのか、個人ベースでどうなのかということがない限り、判断のしようがないです。あの税を上げたらどうかと、この税を下げたらどうかという素人論議が税調でやられているということはわかりましたけれども、それは素人の私でもできる。そんなことではなくて、もう少しちゃんとしたモデルを見たい。どういうふうな影響があるのか、そのもとで国民が素人として最終判断するのはよくわかるのですが、素人論議を素人論議でやって素人が判断するというのは専門家の議論すべ

き税制調査会としては残念だなという文句です。

【小委員長】 今、〇〇委員、〇〇委員からございました外形課税を拡大するという意見はいろいろなところから確かに出ています。昨年度の中間報告にもそれについては言及がございます。そうなりますと、実際に確かに税収であるとか、業種ごとの負担であるとか、ここでなかなかマクロモデルをつくれと言われても大変だと思うのですが、当面どういう試算が可能かについて、事務局と相談させていただきます。

ほかにこの法人課税に関していかがでしょうか。時間が大体11時になりましたので、もう一つのテーマのほうに移ってよろしいでしょうか。

と言っても、もう一つのテーマは地方財政調整制度に関することでして、これも実質上、法人課税と無縁ではございません。例の地方法人特別税、今度は地方法人税と非常に紛らわしいのですが、いろいろな名前の税が国税としてつくられていますので、これについての議論に移ります。

それでは、まず配布された資料について事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 最初に、昨年度中間報告の内容を確認したいと存じます。もう一度、恐れ入りますがファイルの中の25年度中間報告を御覧ください。

地方財政調整制度につきましては、33ページ以降に記載しております。33ページの例えば上から4つ目のパラグラフで、地方財政調整は国の責任において当該地方自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠としております。

また、法人事業税の暫定措置につきましては35ページのところで、一番下のほうですけれども、確実に廃止し、地方税として復元すべきとしております。地方法人税につきましては、39ページの上段のほうで、このときにはまだ地方法人税という言葉はなかったわけなのですけれども、法人住民税を一部国税化し、交付税原資に組み込む偏在是正策というところで地方税源を国税化することは地方分権の流れに逆行している、法人住民税は、地方自治体の課税自主権を発揮して、企業誘致や超過課税を行うなど税源涵養インセンティブの機能も果たしていることに留意すべきであるとしております。

それでは、資料のほうに戻っていただきまして「地方財政調整制度に関する資料」というところを御覧ください。資料1でございますが、左の円グラフは、都道府県、市町村別、税目別の税収の構成、右の棒グラフは地方財政の財源不足の推移でございます。

資料2は、地方財政の借入金残高の状況、資料3は、地方交付税等総額の推移でございます。

資料4は、一般財源の人口一人当たり額の状況を示したものでございます。

資料5は、平成26年度与党税制改正大綱のうち、地方法人課税の偏在是正に関する部分の抜粋でございます。

内容ですが、法人住民税・法人税割のうち一部を地方交付税原資化すること、地方法人特別税の規模を縮小すること。また、下のほうですが、消費税率10%段階では、法人住民税・法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税、同譲与税を廃止するとともに、現行制度の意義や効果を踏まえて、他の偏在是正措置を講じるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされております。

資料6は、今年度税制改正により、東京都における法人事業税と法人住民税の税率がどうなるかを図で示したものでございます。超過課税の部分は、このように税率としては残したまま、超過でない部分の税率が変わることになっています。平成20年に法人事業税の暫定措置が導入されたときも同じようなやり方で改正が行われました。

資料7は、このような改正により都への影響額を示したものでございます。法人事業税の暫定措置による影響額は、2,000億円の減収ですが、規模が3分の1縮小されるということになりましたので、平年度では1,400億円の減収となります。

また、下段の法人住民税の一部国税化の影響額は平年度で1,800億円と見込んでおります。

説明は以上でございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。

それでは、今説明がありました資料について、まず質問がございましたらお願いします。

それでは、この地方財政調整制度についての論点ですが、今説明があったとおり、法人事業税の暫定措置である地方法人特別税とその譲与税、それから法人住民税の一部を国税である地方法人税という名前にして、それを交付税原資に入れる。この動きについて、昨年度の中間報告でも書きましたが、改めて実際にそれが決定されて、実行されるので、これについてどう考えるかということ。それから、地方交付税全体の意義についてということ。これについては御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 中間報告に書かれていることなので今からどうこう言いませんが、少なくともこの部分です。地方の財源を国税化することは地方分権の流れに逆行している云々で、偏在の是正云々に基づいて云々というところなのですが、ここにいる委員がこれに全部合意する必要はないと思うのですけれども、少なくとも私の分野での常識は、地方分権が進むと、それとともに財政調整制度の役割は大きくなるというのはある意味常識になっていますので、私が授業で、もしくはほかの先生、私が知っている限りのほかの先生が地方財政の授業で教えていることはちょっと違うなというのは1つ。

もう一つ、資料4なのですが、これは総務省の資料なのですか。総務省の資料を使っておつくりになられた資料、どちらなのでしょう。

**【税制調査課長】** 数字は地方財政白書からとり、グラフは都が作成しました。

**【委員】** これは非常に筋の悪いデータだと思います。というのは、なぜ神奈川県がここに書かれていて、神奈川県だといわゆる政令指定都市が3つあって、すかさずの都道府県なわけです。機能が違う都道府県を横に並べて、かつ人口規模も全く違いますから、これを比較することがどういう意味があるのかということのもわからないというような、かえってミスリーディングだと思います。

以上です。

**【小委員長】** ありがとうございます。

資料4につきましては、これがどういう政策的な意味を持つかということについては、またいろいろと意見が分かれるところがあるかと思いますが。まず人口1人当たり一般財源を見て、だからどうしたということも実はあるわけです。

もう一つの、先ほどございました中間報告については、分権の考え方についてのご意見ですね。

御発言いただいたことについては議事録に載せて確認させていただきたいと思います。ほかに御意見いかがでしょうか。

これは事務局への確認ですが、先ほどお話がありました消費税の税率は、国と地方を合わせて今8%になっています。これも総理の御判断ということのようですが、10%に仮に上げようという話になったときにどうするかということについて、例えば知事会レベルなどでは何か議論がなされているのでしょうか。与党の税制改正大綱に書かれているようなことについては、どのような議論になっているのですか。わかりますか。

どうぞ。

**【税制部長】** 10%時、仮定ですけれども、国、特に地方税を扱う総務省としては、8%導入時に行いました法人税割の国税化、これを10%時にはさらに進める、ということが基本的に大綱に書かれているのでやるのだ、と私どもは聞いております。

地方法人特別税、譲与税については、これはどう読むかというのはなかなか難しいのですが、一応廃止をするともにとっている以上は、廃止をする方向で今検討している。ただし、後段なのですけれども、現行制度の

意義や効果を踏まえ、他の偏在是正措置を講ずるなどがありますので、単純に廃止をして事業税に戻すということは考えていませんよ、と多分読むのだろうと思います。この廃止をするのとともというのも、廃止をするのだと決めたとも読めるし、他の代替措置があれば廃止をするとも読めるということで、方向としては、少なくとも今以上に偏在是正措置を講じられれば地方法人特別税はやめますよ、税割の国税化は当然さらに進めますよ、と恐らく読むのだと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

そのことについては与党税制改正大綱なり、あるいは総務省ではそう考えているようだと、では、例えばそれを地方六団体としては、これは住民税については当然市町村にもかかわってくるわけですが、どう考えているかということです。これについては、10%段階に関してまだ余り議論をしていないのですか。

【税制部長】 10%にするかどうかはまだ決まっていないので、おおびらにそういう議論は多分できないのではないかと思います。ただ、地方、東京都を除く交付税を受けている団体につきましては、交付税を含めた地方の財源が減らなければ恐らくいいと思っておられるのではないかと思います。都といたしましては、交付税に行く分、当然ネットで減るわけですので、これはよろしくない。それから、地方法人特別税は暫定措置であったということで、やはり消費税が上がるときに本来は廃止すべきだったろうというのが従前からの東京都の考え方です。もちろん、偏在是正措置をどうするかということは別途議論する必要があるという認識を持っておりません。

【小委員長】 ありがとうございます。そういう意味でいうと、昨年度の中間報告の段階と基本的に余り大きな変化はないということかと思えます。

ほかに意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これは昨年のときにもいろいろデータとかおつくりいただいたと思うのですがけれども、結局のところは、偏在是正という目標を東京都は持っているのかどうなのかということですね。それが第1点目の質問であると。

第2点目、偏在是正が必要だというように基本目標に合意した上で、それはどのようにテクニカルにやるのかという問題であって、それは交付税の基準財政需要額の算定とかも含めて一種の分配問題なのです。中間的団体の分配問題なので正確な意味での分配問題ではありませんけれども、それはどういう状態を偏在が是正されたという目標を達成した状態だと考えるのかというのが2つ目だと思うのです。これはドイツの財調などでよく議論になりますね。100%財調は憲法違反であるというのはドイツの憲法裁の基本的なスタンスですね。あるいは逆転は憲法違反であると。それは1つの考え方ですけれども、均すぐらいはしなければならぬけれども、どの程度合やすぐらいすべきなのかということについて詰めて考えているのですけれども、それが2点目だと思うのです。

この都税調の議論ですと、うちが減るから嫌だというのは素人論議であって、そんなことはみんな言うに決まっていますね。それは減るのは嫌です。だけれども、そんなものは理屈として通らないわけです。まず偏在是正が嫌だと言うのかどうかですね。これは地方分権の時代なのだからと。かつて竹中時代などはそういう議論も一部経済学者の中にありましたね。むしろ地方税を増やして、各地がとればよいと、交付税はいずれ廃止すべきであるという議論があるとか、もっと簡素化すべきであるとかという話はあると思うのです。けれども、それをしないとした上で偏在是正はコンセンサスだというときに、どこまで是正するのかというところで、どういう基準とするのかということと、その税目を地方税のところから引っぺがしてやるというような財務省的財政調整論でいくのか、それとも国からとってこいというのか。もっとも全国政府からとってくる場合、一国全体を考えた場合、それがなぜ正当かと言わなければいけないと思うのです。

3点目は、それを国が一方的に決めていいのかと、もう少し自治体のほうで発言をしなければならないのかという意思決定のプロセスの問題として本来組み立てるべきだと思うのです。けれども、ただ、自分が減るから嫌だというアクターは、意思決定に参加する資格がないわけですね。それはみんなそう言うでしょうというだけで終わってしまうわけです。東京都や地方六団体が偏在是正という大きな目標を前提とした上で、仮に我々が配分するとしたらこういう基準であるというのを打ち出せるのであれば意味があると思います。けれども、そうでないのであれば、所詮圧力団体のままで終わって、これは国にとっては痛くもかゆくもない。だから、多分総務省に全くインパクトを与えていないのだと思うのです。暫定措置だから直してくださいとか、本来筋だとか幾ら言っても、偏在是正は大事でしょうと言われたらそれでおしまいですね。東京都は、自分が減るから反対しているだけでしょう。でも、ほかのところが増える、ほかのところだって大事でしょうと言われたら、それは勝てないと思うのです。だから、理論武装が足りないのではないかという気がします。

**【小委員長】** どうでしょうか。この点、偏在是正の基準というのか、目標を立てるということと、それを税制改革、地方税体系論の中でやるのか、財政調整制度論、いわゆる地方交付税の中でやるのか、ということの組み合わせですね。それを誰が決めるのだというプロセスの問題、例の国と地方の協議の場というのがどちらかかという言い放しの場になっているのですが、それは昔と余り変わっていないので、全然実質化していないという状況にあります。そういったところをどうするかという改革の問題は非常に大きい、という問題提起ですね。御意見いただければと思いますが、どうでしょうか。

では、〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 理論武装が足りないと言われるとじくじたる思いがあり、正直反省を込めて、私ももう少し強く言わなければいけないかなと思うのですけれども、東京都が主張してきたのは、偏在性は何に関する偏在性なのかです。入ってくるときの偏在性を問題にするのか、あるいは入ってくるときでも税収全体の偏在性なのか、税目ごとの偏在性を問題にしているのか、それとも偏在性を財政調整が済んだ後の事後的な調整済みの偏在性を問題にするのか。このとき、東京都の主張としては、事後的な調整済みの偏在性つまり人口1人当たりの一般財源で偏在性を見たときにどうなのかという点が一番言いたいところなのだろうと思うのです。

そうすると、そのときに規模の経済とか、東京都が余り強く言わないのは、やはりナショナルミニマムの部分も考えなければいけないということで、資料4の右側にある県の置かれている状況を配慮している。配慮し過ぎているという部分があるのかと思うのですけれども、そういうようなときに、どこまで東京都がちゃんと言うのか。偏在性の定義について、やはりちゃんと合意が得られているのかということについて、もう少し強く言っていかなければいけないのかなと思いました。

それから、〇〇委員の先ほどの御議論はごもっともで、地方分権を進めるということは、税収、入るほうの偏在性なり税収格差が拡大するということが、前もってわかっていることであって、そうすると、地方分権を推進すると同時に、その偏在性なり税収格差をどういうふうには是正するのかということについて、ほとんど議論されないまま地方分権を進めるということで制度設計をしてきた痛みが今出てきているのだろうと。

そもそも、これは昨年、一昨年の議論のときにも少し申し上げたのですけれども、消費税が上がったときの配分の仕方、国の取り分と地方消費税の取り分と交付税部分の配分の仕方について、私はある意味決定的な問題点があったのではないかと考えています。今後のことを考えていくときに、地方分権を進めることと同時に、税収格差をどう考えるのか。税収格差を問題にするのではなくて、事後的な、ここで挙げられているような一般財源の人口1人当たりの格差について、これをどうして総務省なり、あるいは地方の知事会を含め、他の地方公共団体がなぜこの資料4で納得しないのかということについてもう少し分析をしたほうがいいのではないかと。これが偏在性の格差の解決になっていないというのが、恐らく東京都以外の政策関連主体が考えられている御認識だと思うのです。東京都とすれば、これを見ると、なぜこれで文句が出てしまうのかというような、これだけ努力

しているのという思いがあるかと思うのですけれども、ここの辺が今後重要なのではないかと、思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

偏在是正の基準ということを考えてときに、今資料4を出されて、先ほどもお話に出てきましたけれども、地方交付税の中には皆さん御存じの基準財政需要額という制度があるわけです。それが規模の経済を反映するからこういうグラフの形になるわけです。仮に偏在是正はこれでいい、つまりこの基準でやるのだということであれば、いまある基準財政需要額という制度を皆が前提にして議論をしている、ということなのだと思います。

東京都の側は、もちろん地方交付税制度を認めています。個別的には、基準財政需要額の中に東京都の事情が反映されていない部分があるではないかということ部分を部分的に言ってきてはいますが、大枠としてはこの制度を認めているということで今までやってきたので、この制度の中で偏在是正を行ってきたのだという認識かと思えます。しかし、今、言われているとおり、これでは不十分なのか、あるいは逆にやり過ぎなのか、意見の分かれるところがあるのをどういうように評価するか、ということを考える必要があるのではないかと思います。これについてさらに御意見はいかがでしょう。また、ほかの箇所の論点でも結構です。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の小委員長の御意見は、資料4から見て東京都の1人当たりの一般財源の額と右側の5県の額と比較して、かなり右側の県のほうが高くなっているという状況の中で、さらに調整する必要があるのかどうかということも考える必要があるというような御意見でございますか。この辺のところを一応判断の基準にすべきだということでございますか。

【小委員長】 これは現状がこうなっているので、現状から進めてどちらの方向に行くのか、あるいはこのままなのかという問題です。要するに、さらに差を大きくするのか、それともこのままでいいのか、これを小さくするのかというように、方向は3つあるわけです。だから、現在のスターティングポイントはここであるということを確認しただけです。

【委員】 これから消費税が上がった場合、地方の法人住民税を国税化して交付税の財源にするということの必要性があるかどうかという認識の判断をどこでするかということなのですか、それはこの辺のところの状況というものを判断して、もう今の段階では必要ないのではないかというような意見を述べる必要があるかどうかをどう考えるかということなのだと思うのです。

【小委員長】 今、私は個人的な意見を余り入れておりません。ただいまの発言は、論点として、それが1つの議論の起点になるだろうということだけを言ったわけです。結果としてそれが地方法人税という形で交付税原資をもっと拡大する議論について、これから先どちらに偏在是正を動かすのか、つまり、さらに財政調整を進めていくのか、あるいはこれ以上進める必要はないのかという判断が地方法人税をさらに拡大すべきかどうかという判断につながっていきます。あるいは、先ほどお話が出ていました法人課税のところで、所得割から付加価値割への転換ということがございましたが、それも地域間で税収が動くので、東京都の税収は変化します。そうすると、この数字はまた変わってくるので、それと全部連動している問題です。ということを含めて、これから議論していかなければいけないということです。

【委員】 だけれども、今、この案といいますか、スタンスは法人住民税の増収分を国税化して、交付税財源とすべきであるという方向性については、地方自治の観点から必ずしも適当ではないという方向に行こうとしているのですけれども、その場合の議論の論拠として、この1人当たりの一般財源の格差の状況がもう十分是正されておるとい認識のもとで、もうこれ以上必要でないというような論調でいくのかどうかということについてどうお考えかということをお聞きしているのです。そこまで考えてやる必要があるのかどうかということなのです。

【小委員長】 そこは恐らく意見がいろいろありえます。現時点では、先ほどの中間報告に書かれたものがべ

ースになっています。

総務省の地方法人課税のあり方等に関する検討会というのは昨年度行われていましたが、そこで議論されたうちの一部を今実行しているわけです。つまり、法人住民税の法人税割の相当部分を国税化して交付税原資に入れるという措置を始めたのですが、この報告書はいろいろなことが書いてあって、消費税との税源交換という議論も書いてある。しかし、実際にはそこは実行していません。それをどう評価するかというのは全く別な問題になってくるわけです。それと今言った地方法人特別税の復元問題と所得割から付加価値割への転換問題、そういったものが絡まって現実には動いていく、あるいはそういう形で意見を出さなければいけないと考えています。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇委員がおっしゃったように、この表が偏在是正として、一体基準としてどういう意味を持っているのかと。現行の基準財政需要がもし全員が合意する正しい基準とするならば、それに基づいて現在こう配分されているのだから、トートロジー的にこの配分で全く妥当であるという結論になるわけですね。問題は、この現行の配分を税制改革すると、今妥当だと思われる配分の比率が変わる。そうすると、今の比率を維持するために何らかいじらざるを得ないということになる。現在の基準をもし妥当なものとして、言わば中立的に税制改革で、例えば消費税を上げるとか、法人税制を変えるとかというときに、その格差がもし変動するとすればそれを変えなければならないということにはつながるわけです。けれども、ただ、問題は東京都としてはもっと本当はずっと言うべきことがあります。東京都の財政需要が十分見込まれていないとか、今後巨大なロットでの高齢社会になるときの将来的需要というのは動的に含まれていないとか、重要な論点があって、それはちゃんと言わなければいけないのです。にもかかわらず、ただただ島根のほうがたくさんもらっているからずるいではないですかとかと言っても、そんなのは通らないという話だと思うのです。それは現在の基準がもし妥当だとするのであれば、その基準をそのまま延長線上で税制改革に当てはめるときに変動するのであれば、それは現状のラインまで戻してほしいということが総務省あたりから出てくるわけですね。だから、地方法人特別税とか、何だかんだの偏在是正措置が必要ですよというのは、現状維持を前提にすればそうなるということだと思うのです。けれども、その基準でいいのかということが一番問題になっているのはあると思います。

もう一つは、もし偏在是正だけが全ての価値であれば、全部交付税で配分すればいいわけで、地方税はゼロでもいいのです。最初から全額配ってもらえればいいわけで、それが留保財源もなくやれば最も偏在性が是正できるわけで、そうしていないということは別の価値があるはずなのです。それを一体どの程度入れるのかというのは非常に質的な判断になるのでかなり難しいことだと思います。つまり、偏在是正を完璧にやりたいのであれば全部交付税で配れればいい。地方税をなくして全部交付税の財源にしてしまうのが一番最も合理的であるということなのですが、そうはしていないということは何らかの価値があるわけで、そうすると偏在是正だけではなりませんよと中間報告で言っているのはそのとおりだと思うのですけれども、それでは具体的に何なのですかと。偏在性を多少犠牲にしてもなお必要な価値というのは何かあるでしょうと。それはここでいろいろ書いてある、税制を使っているいろいろな政策をやる必要があるとか、いろいろなインセンティブがあるとか、いろいろな理屈はあると思うのですけれども、自主的に税率を決められるところがなければいけないとか、その限りにおいて偏在性が多少犠牲になるのはやむを得ないというように言うのであれば、それはそれでわかるのです。けれども、現在の交付税を前提にしてそれでいいのだと言えば、この表は何ら異論のない表になって当然だと思うのです。

【委員】 この表、資料4は〇〇委員からいうと筋悪だというのですが、1つの事実として出ているのは、一般財源というのが1つの地方公共団体の財政力の尺度だということを認めるとすると、全ての調整後の姿がこの姿になっている。そうすると、偏在と言っていることについては、東京は1人当たりを見るとこの金額しかないですよと、他の県は特に右側の県は2倍、1人当たりありますよね。これを見たときに、これでも、これからさらに東京都に対して一般財源を減らすような形の、人口1人当たりで見たときに制度改革をしようとしている

ことをどうして正当化できるのですかというメッセージを東京都が言ったとしても、それが受け入れられないのはなぜですか。その説明を明確にしておかないといけません。この資料4の意味をどういうふうに理解するか。

さらに、地方交付税に関連して、交付必要額に対する臨財債による財源不足対応をどこまで考えるのかといったときに、この地方交付税の制度そのものが、ひょっとしたら、機能していない。すなわち言いたいことは、地方交付税等総額の内訳を見てみるとどこにあるかという、資料3ですね。交付税等総額の内訳をみると、あるいは財源不足額がどうやって財源調達されているかという、交付税特会借入れに替わる臨財債で賄ってきている部分が見えているわけですね。そうすると、財務省と総務省の戦いの部分は、臨財債の部分もそうですけれども、その上にある別枠加算や一般会計特例加算、これは関西学院大学の〇〇先生がかなり分析なさっているのですけれども、ここの部分の国と地方の交渉によって、ここが変動してしまうと、やはり地方の基礎的な財政需要を賄えなくなってしまう。今さまざまなしわ寄せが東京都に来ているのは財源不足分に関するせめぎ合いで、この特例加算なり別枠加算の減額分をどうして東京都が負わされるのかとか、なぜ臨財債の部分を実際に国が集められずに地方で考えなければいけないのか。こういう主張をちゃんとしていかないと、常に目先で東京都が一人勝ちだからという論理で来られて、そうすると、また〇〇委員がおっしゃるように、東京都が何か言うとノーとしか言っていない、自分が減らされるからいけないのですねというようなメッセージしか流れなくなるという心配が出てくる。そこで、地方交付税制度そのもの、この加算の仕組みとか、臨財債の仕組みについてメスを入れて、地方交付税制度が持続可能かどうかといったときに、今のままでは持続可能ではないということも言っていかなければいけないかと思えます。

【小委員長】 ありがとうございます。地方交付税制度は確かに国税5税と言いながら、今、資料3で見てわかるとおり加算部分と、臨財債は地方債ですが、その部分が非常に大きいという問題があります。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この図4の地方税の見方なのですが、多分今回の動きは、東京都の黒いところがさらに増えるので、その増えるところを抑えて交付税の原資なり何なりにしましょうねという話であるから、これは基本的に赤字で賄っているところを税で埋めましょうというのが基本にあると思うのです。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の御指摘は、先ほど神奈川県で政令指定都市が3つあるということがあってのお話かなと思うのですが、同様のことは愛知県だって言えるわけです。委員もおっしゃるようなことを踏まえて、この表が不備なところは直せるものなのですか。右のほうの5県についてこういう状態だというのは常識的にもわかっているけれども、どうやったら私ども素人だって目に訴えてわかるのでしょうか。

【委員】 人口規模を下に全部書くとまたイメージが変わってくると思います。東京都が島根県の何倍の人口がいるとかですね。ただ、需要のところは、交付税が入っているので一応基準財政需要で、例えば私は神奈川県がすかさずだと申しあげましたけれども、それで多分地方交付税が来るのが小さくなっているはずなのです。基準需要額が小さくなっているのです。神奈川、埼玉、千葉、愛知、大阪というのは政令指定都市が全てありますので、東京都はかえって23区を抱えてしまっているのです、それでも足りているという感じになっているのですけれども、基準財政需要額は先ほど〇〇委員もおっしゃったように正しいと認めるのであれば、その需要のところは交付税を見たところでカバーできるという感じがしますけれども、ほかはわかりません。ただ、見方としては、例えば島根県を1とした場合に、こちら辺の都道府県の人口がどれぐらいかという基準化して見たときに、その数字を下に出せばまた見方はわかるかなという気がします。

実際、東京都は何倍ぐらいなのですか。

【小委員長】 大体20倍強ですね。

【委員】 わかりました。

【税制調査担当部長】 この資料4を東京都として見るときに、島根県は1人当たりこんなにたくさんあって、東京都は1人当たりこんなに少ないのもっと頂戴よということを言いたいわけでは決してなくて、これは先ほど〇〇会長からもお話があったことの繰り返しになるかもしれないのですが、財政調整という仕組みがあって、その結果としてこうなっているわけですね。ところが、これでも、なお要するに足りないということが議論されて、そして、地方法人税をさらに国税化しなければいけないというようなことが今国で議論されているところです。そこはどのようにしてそういうことになるのでしょうかというところが東京都としては非常に疑問なわけで、そこが言われている理由が出ているのは、まずこういう形で財政調整しているけれども、実はそれはきちっと地方交付税で措置できているわけではなくて、一部を借金で賄ってこのような財政調整がされている。その借金をどうやって埋めるかということが1つ。

もう一つは、地方消費税の引上げをするときに、地方消費税を増やしても東京以外の県というのは、皆地方交付税が減ることによって結局行って来いになってしまう。東京だけは純増になりますね。それは東京都はもうけ過ぎなのではないですかという話になるわけなので、そのもうけ過ぎの分を全国の借金を埋めるために使うべきでしょうというような議論になっているわけなのですけれども、それが本当に筋のいい議論なのかということが問われているのかなと思っているわけで、都税として納めるものは東京都の行政のために使われるために都民には都税を納めていただくものだ東京都の行政の立場からは理解していますので、それを全国の財源不足を賄うために都民の税金を使うのだとかということは、にわかには東京都の納税者には納得できないことだろうと我々としては受けとめているというところでございます。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 話が変わってしまってもよろしいですか。

【小委員長】 今回の関連で何か御発言が先にございましたら。

では、どうぞ。

【委員】 不勉強をさらすようで申し訳ないのですけれども、聞きたいのは1点なのですが、まず資料7の前段で聞きたいのですが、地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化によって、平年度で見ると合わせて3,000億円ぐらいのマイナスになるという計算でよろしいですね。その上でお聞きしたいのは、かつて税源移譲されたときに、東京都が税源移譲されて増えた分の税収はどれぐらいあったのですか。つまり、税源移譲された分以上に、もしもこの後の国税化等でマイナスになるのだとしたら、東京都にとっての税源移譲は何だったのかというような見方ができる気がするのですけれども、税源移譲されたときの税収増はどれぐらいあったのでしょうか。

【小委員長】 税源移譲とは、例の三位一体のときの個人住民税ですか。

【委員】 三位一体のときです。つまり、国全体で3.2兆とかはわかるのですけれども、東京都はどれぐらいだったのか。

【小委員長】 それは事務局で何か記録がありますか。

【委員】 むしろ今回の消費税増税のほうが影響としては重要なのではないですか。

【委員】 そうすると、先ほどのでチャラになっているのが見えているので、少なくとも三位一体の改革は東京都にとってマイナスだったということになり得るので。

【委員】 三位一体改革は基本的に全地方としてマイナスなのだから。

【委員】 あちらのマイナスがあるからですね。

【小委員長】 地方交付税などがあるからですね。

【委員】 国庫補助金の減額があるので。

【小委員長】 まず1つの確認は、資料7で出ている上の部分の法人事業税暫定措置のほうは二重の箱に入っ

ている3分の1が戻っても1,400億円のマイナス。下の部分は今回のもので、平年度で1,800億円のマイナスということと合わせると、単純にすると3,200億円のマイナスということになる。現段階です。

【委員】 2006年の住民税のトランスファーのときにどうなったかという話でしょう。

【委員】 はい。それを知りたいです。

【小委員長】 過去の三位一体のときの税源移譲でどのぐらい来たか、それは今わかりますか。

【委員】 趣旨は、税源移譲して、税源移譲したのはいいけれども、東京都がもうかり過ぎてしまったから返せという動きの差し引きになっているのではないかということです。

【委員】 三位一体全体としてやっているのだから、増えているということ自体、異常事態なわけですね。ということは、相当偏在的に得をしたということ。

【委員】 私もそう思っています。

【委員】 だったら、当たり前ではないかという話に当然なりますね。

【委員】 ところが、それより行き過ぎていて取られていたら今回ですね。

【委員】 でも、地方圏という向こうはもっと取られているわけですね。

【委員】 はい。かもしれないので。

【委員】 あのときに区のレベルで言うと、港区とか渋谷区あたりはフラット化して減ったのですね。

【委員】 武蔵野は減っています。

【委員】 たしか港と渋谷と何区かで収入が減って、だけれども、それ以外の区で増えていて、済みません、いかげんなことは言えないですけども、トータルで増えていたような記憶があるのです。

【小委員長】 今わかりますか。わからなければ、後日お願いします。恐らく税源移譲で増えた分と、ただ、補助金は減っているでしょうからね。

【税制部長】 住民税は移譲されていますので、税収は増えているのですけれども、そのほか減っている分が今手元に資料がありません。当然都は交付税をもらっていませんから、その部分の影響は少ないのですけれども、その他がよくわからないので。

【小委員長】 国庫補助負担金は多分減っているはずですので、その差し引きは次回にでも。次回は住民税の話が出てきますので、その点を最初に確認したいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 大体論点出尽くされている感じがするので1点だけ出ていなかったことを補足的に申し上げますと、これはどういうふうに書き込むかということなのですが、先ほど国と地方の協議の場の話が出たと思うのですけれども、財政調整制度のことを税制の議論と合わせてやっていくときに、東京都としてこれをどう考えるかということもあると思うのですけれども、当然道府県あるいは市町村の考え方もあると思いますし、そういったことを踏まえて、国と地方の協議の場も含めて財源保障とか財政調整をどう考えるかということをしきりと整備していくことは非常に大事だと私は前から思っているのですが、そういうことに関して都税調として、この報告書の中で多少書き込んでもいいのかなとも思っています。ただ、それは都が、例えばリーダーシップも発揮しながら、そういう議論の場をつくっていくことが大事だということをごまか言えるかということとかかわるので、それはそれでいろいろなお考えがあるのかもしれませんが。とはいっても、これから日本全体では人口も減り、財源確保も厳しい中で、限られたパイをどういうふうに分けていくことが、国民全体にとって、あるいは東京都ないし都民にとって望ましいのかという話はますます深刻なテーマになっていくと思います。それを議論していくときには様々な立場やお考えがあると思うのですけれども、やはり東京都がそういうことを議論していきましようというような場を提案していくというような考え方もあっていいのではないかと思いますので、こういう

発言をさせていただきました。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 今の国と地方の調整の場ですが、これは昨年かおとし、法律ができて調整の場は一応できているのですが、それがうまく活用されているかどうかということが問題ではないかと私は思っております。

【小委員長】 ありがとうございます。

最初に○○委員から問題提起があったとおり、プロセスといいますか、政策決定の場をどうつくっていくのか。特にこの地方交付税という財政調整に関しては、今、議論になっているとおり、東京都以外に46道府県があり、さらに市町村が1,700あり、それぞれ、それこそ先ほどの話ではありませんが、理念はともかく利害はあるということなので、それをどこでまとめていけばいいのかという問題になります。要するに地方交付税に関しては政府税調では扱わないのですから、それをどうすればいいのかという問題提起もある程度必要になってくる。実は都税調も、税調と言っているのになぜ地方交付税の議論をやっているのか、実は最初からそういう問題はあ

るのですが、そういうことも含めて何らかの問題提起ができればと考えております。よろしいでしょうか。今、11時50分ということで、大体予定の時間が近づいてきておりますが、今日のところはこれでよろしいでしょうか。それでは、今日の議論は一応ここで閉めさせていただいて、今後の予定につきまして事務局から日程の説明をお願いします。

【税制調査課長】 第2回小委員会の日程についてお知らせいたします。

7月7日、月曜日の午前10時から、都庁第一本庁舎北側N6会議室で開催させていただきます。北側の33階です。北側に来ていただければお待ちしておりますので、ご出席方よろしく願いいたします。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございました。

これをもちまして第1回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —